## 令和4年度調査研究における検討の対象について(案)

### 当面の目標

2025年(令和7年)目途に高速道路での「自家用車」及び「トラック」のレベル4自動運転が実現することを想定した上で、交通ルールの在り方を検討。



### 調査検討委員会における検討の対象(案)

上記の目標を前提に、更なるレベル4自動運転の進展を見据え、以下の2つの論点について、 **今後検討すべき道路交通法上の課題の洗い出し**を行う。

論点①

高速道路における自動運転の普及に向けた道路交通法上の課題検討

論点②

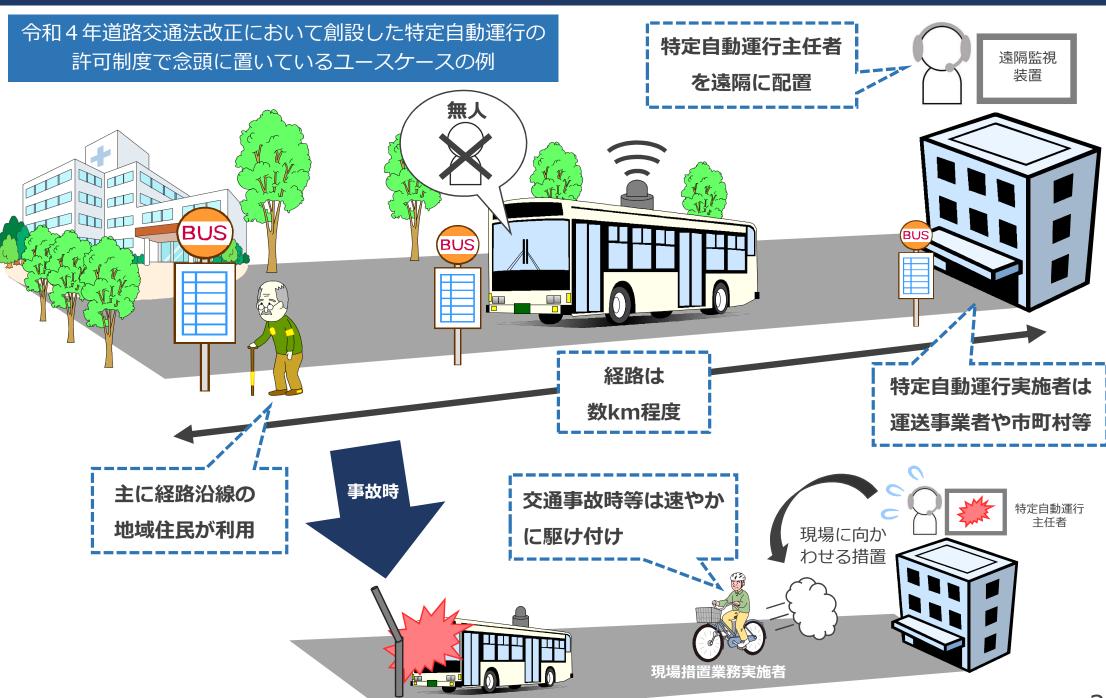
自家用車のレベル4自動運転の実現に向けた道路交通法上の課題検討

#### 検討の前提

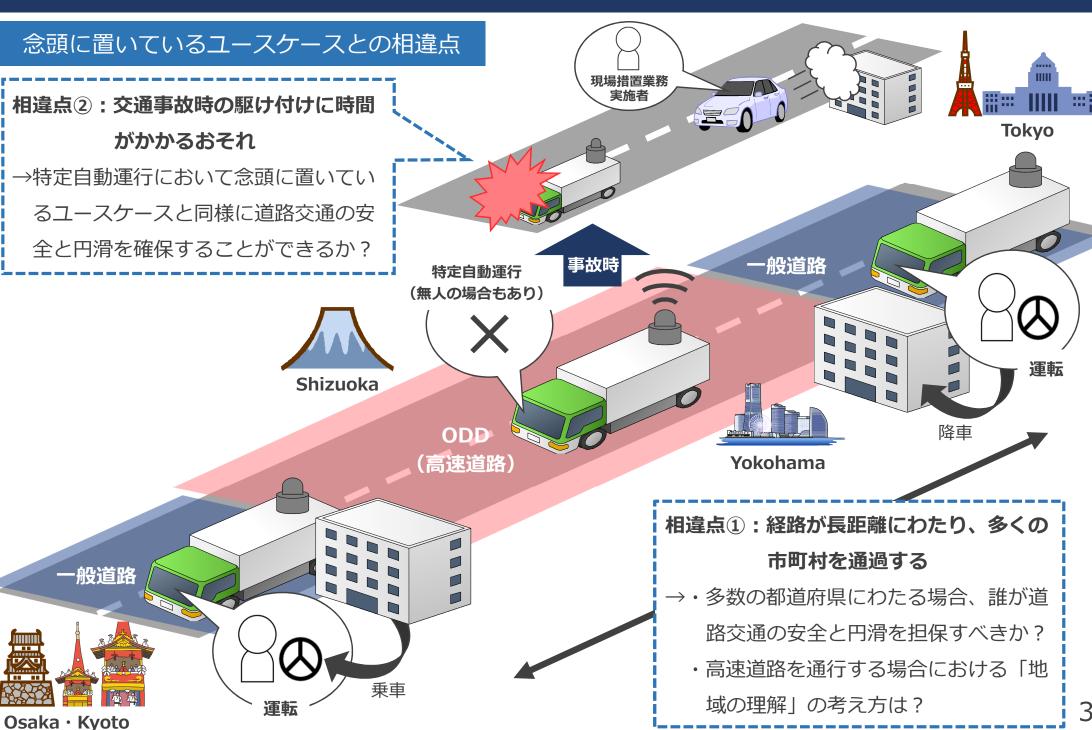
高速道路での「自家用車」及び「トラック」のレベル4自動運転に用いられる自動運行装置は、**特定自動運行の許可制度において念頭に置いたもの**(※) **と同等**とする。

※ 走行環境条件を満たす場合には、定型的・一般的な運転操作を全て行うものの、現場での個別具体的な対応が求められる運転操作 については行うことができないもの。

# 限定地域での遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスについて



#### 高速道路における自動運転として想定されるユースケースの例 論点①



## 論点② 自家用車のレベル4自動運転の実現として想定されるユースケースの例

## 念頭に置いているユースケースとの相違点



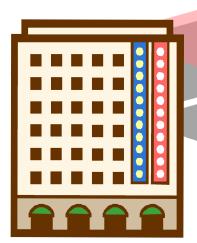
相違点④:車内無人にはならない(運転免許を保有した個人が乗車していることも)

→運転免許を保有した個人が乗車しており、その者が 必要な措置を直ちに行うことができる場合について、 どう取り扱うべきか?

免許



ODD



**Department Store** 

- 相違点③:利用者は特定の個人やその家 族等を想定
- →・誰が特定自動運行実施者や特定自動 運行主任者等になるのか?
  - ・個人が利用する場合における「地域の理解」の考え方は?